

第百六十二回 参議院 經濟産業委員会 會議録 第十三号

平成十七年四月二十一日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 佐藤 昭郎君
理事 泉 信也君
加納 時男君
小林 温君
藤原 正司君
渡辺 秀央君

委員

保坂 三蔵君
松田 岩夫君
松村 祥史君
加藤 敏幸君
木俣 佳丈君
直嶋 正行君
平田 健二君
藤末 健三君
浜田 昌良君
松 あきら君
鈴木 陽悦君

国務大臣

中川 昭一君

副大臣

保坂 三蔵君

事務局側
常任委員会専門員

世木 義之君

本日の会議に付した案件

○有限責任事業組合契約に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐藤昭郎君) たいまから經濟産業委員会を開会いたします。

有限責任事業組合契約に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取します。中川經濟産業大臣。

○国務大臣(中川昭一君) おはようございます。

有限責任事業組合契約に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

米国や英国を始めとして、海外においては、新たな事業分野に進出する企業同士のジョイントベンチャーやIT分野等における専門人材による共同事業を振興するため、LLPと呼ばれる有限責任組合やLLCと呼ばれる有限責任会社のような新たな組織に関する制度が整備され、大きな効果を上げていくところであります。他方、我が国においては、現在のところ、このような組織法制は存在していません。

こうした状況を踏まえ、我が国においても、LLCやLLPに類似した新たな組織に関する制度を整備し、ベンチャー企業や中小企業と大企業の連携、大企業同士の共同研究開発、ITや金融分野において専門技能を有する人材による共同事業などを振興し、新たな産業を創造するべく、法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、組合員は、その出資の価額を限度として組合の債務を弁済する責任を負う、有限責任制とします。

第二に、有限責任制の濫用を防ぐため、基本的に内部自治にゆだねられる意思決定ルール等について、特定の事項については組合員全員の同意を必要とするなど、一定の規律を定めることとします。

第三に、債権者保護に遺漏なきを期するため、財務諸表等の開示義務や組合財産の分配制限等、必要な債権者保護規定を定めることとします。

以上が、本法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(佐藤昭郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十二時二分散会

四月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、有限責任事業組合契約に関する法律案

有限責任事業組合契約に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条―第十条)

第二章 組合員の権利及び義務(第十一条―第二十三条)

第三章 組合員の加入及び脱退(第二十四条―第二十七条)

第四章 計算等(第二十八条―第三十六条)

第五章 組合の解散及び清算(第三十七条―第五十五条)

第六章 民法の準用(第五十六条)

第七章 登記(第五十七条―第七十三条)

第八章 組合財産の分割禁止の登記(第七十四条―第七十六条)

第九章 罰則(第七十五条・第七十六条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、共同で営利を目的とする事業を営むための組合契約であつて、組合員の責任の限度を出資の価額とするものに関する制度を確立することにより、個人又は法人が共同して行う事業の健全な発展を図り、もつて我が国の経済活力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有限責任事業組合」とは、次条第一項の有限責任事業組合契約によつて成立する組合をいう。

(有限責任事業組合契約)

第三条 有限責任事業組合契約(以下「組合契約」という。)は、個人又は法人が出資して、それぞれの出資の価額を責任の限度として共同で営利を目的とする事業を営むことを約し、各当事者がそれぞれの出資に係る払込み又は給付の全部を履行することによつて、その効力を生ずる。

2 組合契約の当事者のうち一人以上は、国内に住所を有し、若しくは現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人(第三十七条において「居住者」という。)又は国内に本店若しくは主たる事務所を有する法人(同条において「内国法人」という。)でなければならない。

3 組合契約は、不当に債務を免れる目的でこれを濫用してはならない。

(組合契約書の作成)

第四条 組合契約を締結しようとする者は、組合契約の契約書(以下「組合契約書」という。)を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 組合契約書は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので

経済産業省令で定めるものをいう。以下この項及び第三十一条において同じ。）をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 組合契約書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 有限責任事業組合（以下「組合」という。）の事業

二 組合の名称

三 組合の事務所の所在地

四 組合員の氏名又は名称及び住所

五 組合契約の効力が発生する年月日

六 組合の存続期間

七 組合員の出資の目的及びその価額

八 組合の事業年度

九 前項第八号の組合の事業年度の期間は、一年を超えることができない。

5 第三項各号に掲げる事項のほか、組合契約書には、この法律の規定に違反しない事項を記載し、又は記録することができる。

（組合契約の変更）

第五条 組合契約書に記載し、又は記録すべき事項（前条第三項第五号に掲げる事項を除く。）についての組合契約の変更（第二十五条又は第二十六条の規定による脱退によつて同項第四号に掲げる事項を変更する場合を除く。）は、総組合員の同意によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第三項第三号若しくは第八号に掲げる事項又は同条第五項の規定により組合契約書に記載し、若しくは記録する事項（組合契約書において第三十三条に規定する組合員の損益分配の割合について定めをする場合にあつては、当該割合に関する事項を除く。）に係る組合契約の変更については、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることが妨げない。

3 組合契約書に記載し、又は記録した事項に変更

更を生じたときは、遅滞なく、当該組合契約書の記載又は記録を変更しなければならない。

（組合に対してする通知又は催告）

第六条 組合に対してする通知又は催告は、組合の事務所の所在場所又は組合員（組合員が法人である場合にあつては、第十九条第一項の規定により選任された当該組合員の職務を行うべき者）の住所にあててすれば足りる。

（組合の業務の制限）

第七条 組合員は、次に掲げる業務を組合の業務として行うことができない。

一 その性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適当でない業務として政令で定めるもの

二 組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務として政令で定めるもの

2 組合員は、前項の規定に違反して行われた業務を追認することができない。

（登記）

第八条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であつても、第三者が正当な事由によつてその登記があることを知らなかつたときは、同様とする。

2 故意又は過失によつて不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に対抗することができない。

（名称）

第九条 組合には、その名称中に有限責任事業組合という文字を用いなければならない。

2 何人も、組合でないものについて、その名称中に有限責任事業組合という文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条までの規定を準用する。

（商行為）

第十条 組合員が組合の業務として行う行為は、

商行為とする。

第二章 組合員の権利及び義務

（組合員の出資）

第十一条 組合員は、金銭その他の財産のみをもつて出資の目的とすることができ、

（業務執行の決定）

第十二条 組合の業務執行を決定するには、総組合員の同意によらなければならない。ただし、次に掲げる事項以外の事項の決定については、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることが妨げない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち経済産業省令で定めるものについては、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることが妨げない。ただし、その決定に要する組合員の同意を総組合員の三分の二未満とすることはできない。

（業務の執行）

第十三条 組合員は、前条の規定による決定に基づき、組合の業務を執行する権利を有し、義務を負う。

2 組合員は、組合の業務執行の一部のみを委任することができる。

3 組合員の組合の業務を執行する権利に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（常務）

第十四条 前二条の規定にかかわらず、組合の常務は、各組合員が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の組合員が異議を述べたときは、この限りでない。

（組合員の責任）

第十五条 組合員は、その出資の価額を限度として、組合の債務を弁済する責任を負う。

（組合員の出資に係る責任）

第十六条 組合員が債権を出資の目的とした場合において、当該債権の債務者が弁済期に弁済を

しなかつたときは、当該組合員は、その弁済をする責任を負う。この場合においては、当該組合員は、その利息を支払うほか、損害の賠償をしなければならない。

（組合の業務に関する損害賠償責任）

第十七条 組合の業務に関して第三者に損害が生じたときは、組合員は、組合財産をもつて当該損害を賠償する責任を負う。

（組合員等の第三者に対する損害賠償責任）

第十八条 組合員又は次条第一項の規定により選任された組合員の職務を行うべき者（以下この条において「組合員等」という。）が自己の職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該組合員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の場合において、他の組合員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（法人が組合員である場合の特則）

第十九条 法人が組合員である場合には、当該法人は、当該組合員の職務を行うべき者を選任し、その者の氏名及び住所を他の組合員に通知しなければならない。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百七十一条の規定は、前項の規定により選任された組合員の職務を行うべき者について準用する。

（組合財産の分別管理義務）

第二十条 組合員は、組合財産を自己の固有財産及び他の組合の組合財産と分別して管理しなければならない。

（強制執行等を行うことができる者の範囲）

第二十一条 債務名義、仮差押命令又は仮処分命令に示された当事者が組合である場合においては、次に掲げる者に対し、又はその者のために強制執行又は仮差押え若しくは仮処分の執行をすることができ、

一 当該組合の組合員

二 前号に掲げる者の債務名義成立後の承継人（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二

項）

十二条第一号、第二号又は第六号に掲げる債務名義にあつては、口頭弁論終結後の承継人)

2 前項に規定する債務名義による強制執行は、同項各号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者に対しても、することができない。

(組合財産に対する強制執行等の禁止)

第二十二條 組合財産となる前の原因により生じた権利及び組合の業務に關して生じた權利に基づく場合を除き、組合財産に対して強制執行、仮差押え若しくは仮処分をなし、又は組合財産を競売することはできない。

2 前項の規定に違反してなされた強制執行、仮差押え、仮処分又は競売に対しては、組合員は異議を主張することができる。

3 前項の規定による異議については、民事執行法第三十八條及び民事保全法(平成元年法律第九十一号)第四十五條の規定を準用する。この場合において、民事執行法第三十八條第一項中「強制執行の目的物について所有權その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる權利を有する第三者」とあるのは「有限責任事業組合の組合員」と、同条第二項中「第三者」とあるのは「有限責任事業組合の組合員」と読み替へるものとする。

(商法及び非訟事件手続法の準用)

第二十三條 商法第七十條ノ二の規定は、仮処分命令により組合員の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

2 前項の組合員の職務を代行する者については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百六十六條第一項及び第二百三十二條ノ五の規定を準用する。この場合において、同項中「会社(親会社(商法第二百一十一條ノ二第一項有限会社法第二十四條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ株主又ハ社員ガ子会社(商法第二百一十一條ノ二規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ書類ニ付キ申請

ヲ為シタルトキハ子会社)ノ本店所在地」とあるのは、「有限責任事業組合ノ主たる事務所ノ所在地」と読み替へるものとする。

第三章 組合員の加入及び脱退

(組合員の加入)

第二十四條 組合員は、新たに組合員を加入させることができる。

2 新たに組合員になろうとする者が、当該加入に係る組合契約の変更をした時にその出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、その者は、当該出資に係る払込み又は給付を完了した時に、組合員となる。

(任意脱退)

第二十五條 各組合員は、やむを得ない場合を除いて、組合を脱退することができない。ただし、組合契約書において別段の定めをすること

(法定脱退)

第二十六條 前条に規定する場合のほか、組合員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一 死亡

二 破産手続開始の決定を受けたこと。

三 後見開始の審判を受けたこと。

四 除名

(除名)

第二十七條 組合員の除名は、組合員がその職務を怠つたときその他正當な事由があるときに限り、他の組合員の一致によつてすることができ

る。ただし、組合契約書において他の組合員の一致を要しない旨の定めをすることを妨げない。

2 前項の場合において、組合員の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

第四章 計算等

(会計の原則)

第二十八條 組合の会計は、この法律及びこの法律に基づく経済産業省令の規定によるほか、一般に公正妥當と認められる企業会計の慣行に従

うものとする。

(会計帳簿の作成及び保存)

第二十九條 組合員は、経済産業省令で定めるところにより、組合の会計帳簿を作成しなければならない。

2 前項の組合の会計帳簿には、各組合員が履行した出資の価額その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

3 組合の会計帳簿を作成した組合員は、経済産業省令で定めるところにより、各組合員に対し、当該会計帳簿の写しを交付しなければならない。

4 組合員は、組合の会計帳簿の閉鎖の時から十年間、経済産業省令で定めるところにより、当該会計帳簿及び組合の事業に關する重要な資料を保存しなければならない。

(会計帳簿の提出命令)

第三十條 裁判所は、申立てにより又は職權で、訴訟の当事者に対し、組合の会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(財務諸表の備置き及び閲覧等)

第三十一條 組合員は、経済産業省令で定めるところにより、組合の成立後速やかに、組合の成立の日における組合の貸借対照表を作成しなければならない。

2 組合員は、毎事業年度経過後二月以内に、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度の組合の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 前二項の規定により作成すべき貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書以下「財務諸表」という。は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 組合員は、財務諸表を、その作成の時から十年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

5 前項の場合においては、組合員は、組合契約書を併せて備え置かなければならない。

6 組合の債権者は、当該組合の営業時間内は、

いつでも、財務諸表(作成した日から五年以内のものに限る。)及び組合契約書について、次に掲げる請求をすることができる。

一 財務諸表及び組合契約書が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 財務諸表及び組合契約書が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(財務諸表の提出命令)

第三十二條 裁判所は、申立てにより又は職權で、訴訟の当事者に対し、財務諸表の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(組合員の損益分配の割合)

第三十三條 組合員の損益分配の割合は、総組合員の同意により、経済産業省令で定めるところにより別段の定めをした場合を除き、会計帳簿に記載された各組合員が履行した出資の価額に応じて定める。

(財産分配の制限)

第三十四條 組合財産は、その分配の日における分配可能額(組合員に分配することができる額として純資産額の範囲内で経済産業省令で定める方法により算定される額をいう。次条において同じ。)を超えて、これを分配することができない。

2 分配の日における組合の剰余金に相当する額として経済産業省令で定める方法により算定される額を超えて組合財産を分配するには、総組合員の同意によらなければならない。

3 前項の場合において、組合員は、分配する組合財産の帳簿価額から同項の額を控除して得た額を、経済産業省令で定めるところにより組合契約書に記載しなければならない。

(財産分配に關する責任)

第三十五條 分配した組合財産の帳簿価額(以下この条及び次条において「分配額」という。)がそ

の分配の日における分配可能額を超える場合には、当該分配を受けた組合員は、組合に対し、連帯して、分配額に相当する金銭を支払う義務を負う。

2 前項に規定する場合において、当該分配を受けた組合員は、分配額が分配可能額を超過した額同項の義務を履行した額を除く。）を限度として、連帯して、組合の債務を弁済する責任を負う。

(欠損が生じた場合の責任)

第三十六条 組合員が組合財産の分配を受けた場合において、当該分配を受けた日の属する事業年度の末日に欠損額(貸借対照表上の負債の額が資産の額を上回る場合において、当該負債の額から当該資産の額を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。)が生じたときは、当該分配を受けた組合員は、組合に対し、連帯して、当該欠損額(当該欠損額が分配額を超えるときは、当該分配額。次項において同じ。)を支払う義務を負う。ただし、組合員が組合財産を分配するについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

2 前項の規定により組合員が組合に対して欠損額を支払う義務を負う場合において、当該分配を受けた組合員は、当該欠損額(同項の義務を履行した額を除く。)を限度として、連帯して、組合の債務を弁済する責任を負う。

第五章 組合の解散及び清算

(解散の事由)

第三十七条 組合は、次に掲げる事由によつて解散する。ただし、第二号又は第三号に掲げる事由による場合にあつては、その事由が生じた日から二週間以内であつて解散の登記をする日までに、新たに組合員(同号に掲げる事由による場合にあっては、居住者又は内国法人である組合員)を加ふたときは、この限りでない。

一 目的たる事業の成功又はその成功の不能

二 組合員が一人になつたこと

三 第三条第二項の規定に違反したこと

四 存続期間の満了

五 総組合員の同意

六 組合契約書において前各号に掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由の発生

(清算中の組合)

第三十八条 前条の規定により解散した組合は、解散の後であつても、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十九条 組合が解散したときは、組合員がその清算人となる。ただし、総組合員の過半数をもって清算人を選任したときは、この限りでない。

2 前項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

(清算人の解任)

第四十条 清算人(前条第二項の規定により裁判所が選任したものを除く。)は、いつでも、解任することができる。

2 前項の規定による解任は、組合契約書に別段の定めがある場合を除き、総組合員の過半数をもって決定する。

3 重要な事由があるときは、裁判所は、組合員その他利害関係人の申立てにより、清算人を解任することができる。

(清算人の業務執行の方法)

第四十一条 清算人が数人あるときは、清算に関する業務執行は、清算人の過半数をもって決定する。ただし、清算の常務は、その完了前に他の清算人が異議を述べない限り、各清算人が単独で行うことができる。

2 清算人は、前項本文の規定による決定に基づき、清算中の組合の業務を執行する。

3 民法第六百七十一条の規定は、清算人について準用する。

(清算人等の第三者に対する損害賠償責任)

第四十二条 清算人又は次条第一項の規定により選任された清算人の職務を行うべき者(以下この条において「清算人等」という。)がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該清算人等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の場合において、他の清算人等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(法人が清算人である場合の特則)

第四十三条 法人が清算人である場合には、当該法人は、当該清算人の職務を行うべき者を選任し、その者の氏名及び住所を組合員に通知しなければならない。

2 民法第六百七十一条の規定は、前項の規定により選任された清算人の職務を行うべき者について準用する。

(財産目録等の作成等)

第四十四条 清算人は、その就任後遅滞なく、清算中の組合の財産の現況を調査し、経済産業省令で定めるところにより、第三十七条各号に掲げる事由に該当することとなつた日における財産目録及び貸借対照表(以下「財産目録等」という。)を作成し、各組合員にその内容を通知しなければならない。

2 清算人は、財産目録等を作成した時から清算中の組合の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

3 清算人は、組合員の請求により、毎月清算の状況を報告しなければならない。

(財産目録等の提出命令)

第四十五条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(債権者に対する公告等)

第四十六条 清算人は、その就任後遅滞なく、組合の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れて

いる債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除外される旨を付記しなければならない。

(債務の弁済の制限)

第四十七条 清算人は、前条第一項の期間内は、清算中の組合の債務の弁済をすることができない。この場合において、清算中の組合の組合員は、その債務の不履行によつて生じた責任を免れることができない。

2 前項の規定にかかわらず、清算人は、前条第一項の期間内であつても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算中の組合の財産につき存する担保権によつて担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができ。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

(条件付債権等に係る債務の弁済)

第四十八条 清算人は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所にに対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合において、清算人は、同項の鑑定人の評価に従ひ同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算中の組合の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

(債務の弁済前における残余財産の分配の制限)

第四十九条 清算人は、清算中の組合の債務を弁済した後でなければ、当該組合の財産を組合員に分配することができない。ただし、その存否

又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

(清算からの除外)

第五十条 清算中の組合の債権者(知れている債権者を除く。)であつて第四十六条第一項の期間内にその債権の申出をしなかつたものは、清算から除外される。

2 前項の規定により清算から除外された債権者は、分配がされていらない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

3 清算中の組合の残余財産を組合員の一部に分配した場合には、当該組合員の受けた分配と同一の割合の分配を当該組合員以外の組合員に対してするために必要な財産は、前項の残余財産から控除する。

(清算事務の終了)

第五十一条 清算人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、清算に係る計算をして、組合員の承認を受けなければならない。

2 組合員が一月以内に前項の計算について異議を述べなかつたときは、組合員は、当該計算の承認をしたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に不正の行為があつたときは、この限りでない。

(帳簿資料の保存)

第五十二条 清算人は、清算中の組合の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、清算中の組合の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料(以下この条において「帳簿資料」という。)を保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合契約書において又は総組合員の過半数をもって帳簿資料を保存する者を定めた場合には、その者は、清算中の組合の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

3 裁判所は、利害関係人の申立てにより、第一

項の清算人又は前項の規定により帳簿資料を保存する者に代わつて帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

4 前項の規定により選任された者は、清算中の組合の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

5 第三項の規定による選任の手續に関する費用は、清算中の組合の負担とする。

(商法等の準用)

第五十三条 商法第七十条ノ二の規定は、仮処分命令により清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

2 前項の清算人の職務を代行する者については、第二十三条第二項の規定を準用する。

3 組合の解散及び清算については、非訟事件手続法第三百六条前段、第三百七条前段、第三百三十八条、第三百三十八条ノ三、第三百三十八条ノ五、第三百三十八条ノ六、第三百三十八条ノ七第一項、第三百三十九条第一号に係る部分に限る。)及び第四百四十条の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十六条中「会社ノ本店所在地」とあるのは「有限責任事業組合ノ主たる事務所ノ所在地」と、同法第三百三十九条中「会社ノ本店及び支店ノ所在地」とあるのは「有限責任事業組合ノ主たる事務所及び従たる事務所ノ所在地」と読み替へるものとする。

(適用除外)

第五十四条 第三章及び前章(第二十八条、第二十九条第四項、第三十条、第三十一条第四項から第六項まで及び第三十二条を除く。)の規定は、清算中の組合については、適用しない。

(相続による脱退の特則)

第五十五条 清算中の組合の組合員が死亡した場合において、当該組合員の相続人が二人以上であるときは、清算に關して当該組合員の権利を行使する者一人を定めなければならない。

第六章 民法の準用

第五十六条 組合については、民法第六百六十八條、第六百六十九條、第六百七十一條、第六百七十三條、第六百七十四條第二項、第六百七十六條、第六百七十七條、第六百八十一條、第六百八十三條、第六百八十四條及び第六百八十八條の規定を準用する。

第七章 登記

(組合契約の効力の発生の登記)

第五十七条 組合契約が効力を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 第四条第三項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項
二 組合の事務所の所在場所
三 組合員が法人であるときは、当該組合員の職務を行うべき者の氏名及び住所
四 組合契約書において第三十七条第一号から第五号までに掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由

(従たる事務所の新設の登記)
第五十八条 組合契約の効力の発生の登記後に従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条各号に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第五十九条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十七条各号に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転し

たときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第六十条 第五十七条各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(業務執行停止の仮処分命令等の登記)

第六十一条 組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第六十二条 組合が解散したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第六十三条 組合員が清算人となつたときは、解散の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 清算人の氏名又は名称及び住所
二 清算人が法人であるときは、当該清算人の職務を行うべき者の氏名及び住所

2 清算人が選任されたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3 第六十条の規定は前二項の規定による登記

に、第六十一条の規定は清算人について準用する。

(清算終了の登記)

第六十四条 組合の清算が終了したときは、第五十一条の承認の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第六十五条 組合契約の登記に関する事務は、組合の事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 登記所に、有限責任事業組合契約登記簿を備える。

(登記の申請)

第六十六条 第五十七条から第六十条までの規定による登記は組合員の申請によって、第六十二条から第六十四条までの規定による登記は清算人の申請によってする。

(組合契約の効力の発生の登記の添付書面)

第六十七条 組合契約の効力の発生の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 組合契約書

二 第三条第一項に規定する出資に係る払込み及び給付があつたことを証する書面

三 組合員が法人であるときは、次の書面

イ 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

ロ 当該組合員の職務を行うべき者の選任に関する書面

ハ 当該組合員の職務を行うべき者が就任を承諾したことを証する書面

(変更の登記等の添付書面)

第六十八条 事務所の新設若しくは移転又は第五十七条各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 法人である組合員の加入による変更の登記の申請書には、前条第三号に掲げる書面を添付しなければならない。

(解散の登記の添付書面)

第六十九条 解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(清算人の登記の添付書面)

第七十条 次の各号に掲げる者が清算人となつた場合の清算人の登記の申請書には、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一 第三十九条第一項ただし書の規定により選任された者 次の書面

イ 総組合員の過半数の一致があつたことを証する書面

ロ 選任された者が就任を承諾したことを証する書面

二 裁判所が選任した者 その選任を証する書面

2 第六十七条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、清算人が法人である場合の清算人の登記について準用する。

(清算人に関する変更の登記の添付書面)

第七十一条 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六十三条第一項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記の添付書面)

第七十二条 清算終了の登記の申請書には、第五十一条の規定による清算に係る計算の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法及び民事保全法の準用)

第七十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の

二まで、第二十四条(第十六号を除く。)、第二十六条、第二十七条、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第七十七条から第七十二条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「有限責任事業組合契約に関する法律第五十七条」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「有限責任事業組合の組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「有限責任事業組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第八章 組合財産の分割禁止の登記

第七十四条 組合財産が不動産に関する権利(不動産登記法平成十六年法律第百二十三号)第三号各号に掲げる権利をいう。次項において同じ。)であるときは、第五十六条において準用する民法第六百七十六条第二項の規定にかかわらず、次項の規定により読み替えて適用される不動産登記法第五十九条第六号に規定する共有物分割禁止の定めを登記をしなければ、清算前に当該組合財産について分割を求めることができないことを第三者に対抗することができない。

2 組合財産が不動産に関する権利である場合における不動産登記法の適用については、同法第五十九条第六号中「又は同法第九百七条第三項の規定により家庭裁判所が遺産である共有物若しくは所有権以外の財産権についてした分割を禁止する審判」とあるのは、「同法第九百七条第三項の規定により家庭裁判所が遺産である共有物若しくは所有権以外の財産権についてした分割を禁止する審判又は共有物若しくは所有権以外の財産権を分割を禁止する審判又は共有物若しくは所有権以外の財産権を分割を禁止する審判又は共有物若しくは所有権以外の財産権を分割を禁止する審判」と読み替えるものとする。

第九章 罰則

第七十五条 組合員若しくは清算人又は仮処分令により選任された組合員若しくは清算人の職務を代行する者は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 この法律の規定による公告若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 組合契約書、会計帳簿、財務諸表又は財産目録等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

四 第三十一条第四項又は第五項の規定に違反して、財務諸表又は組合契約書を備え置かなかつたとき。

五 第三十一条第六項の規定に違反して、正当な理由がないのに財務諸表又は組合契約書の閲覧又は謄写を拒んだとき。

六 清算の終了を遅延させる目的で、第四十六条第一項の期間を不当に定めたとき。

七 第四十七条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

八 第四十九条の規定に違反して、清算中の組合の財産を分配したとき。

第七十六条 第九条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(組合の名称についての経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に有限責任事業組合という文字を使用している者については、第九条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(証券取引法の一部改正)

第二条第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「投資事業有限責任組合契約」の下に「又は有限責任事業組合契約」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「次号」を「第五号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四 有限責任事業組合契約(有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第 号)第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約で公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして

政令で定めるものをいい、商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第二号の契約及び不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項第一号の契約に該当するものを除く。次号において同じ。）に基づく権利

（登録免許税法の一部改正）

第四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十九号の四を同表第十九号の五とし、同表第十九号の三の次に次のように加える。

(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正)
正)
第五条 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
附則第二条第一項中「及び第四号に掲げる権利」を「に掲げる権利及び同項第五号に掲げる権利(投資事業有限責任組合契約に類する契約に基づくものに限る。)」に改める。

(一) 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律
第 三 号)第三条第一項(有限責任事業組合契約に規
定する有限責任事業組合契約(以下この号において「組合
契約」という。)につきその組合の主たる事務所の所在地
においてする登記(三)に掲げる登記を除く。)

イ 組合契約の効力の発生と登記

口 従たる事務所の設置の登記

ハ 主たる事務所又は従たる事務所の移転の登記

二 組合員に関する事項の変更の登記

組合員の業務執行の停止又は業務代行者の選任の登

記

ヘイからホまで ト

ト 登記の更正の登記

手 登記の抹消

組合契約につきその組合の従たる事

いてする登記(三に掲げる登記を除く)

（一）イからハまでに掲げる登記

口 登記の更正の登記又は登記の抹消
組合契約の存続の組合の事務又は是と事務

綜合契絲に二きその綜合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地を以てする青草を係る登記

青算人の登記

イ、ハ及びニに掲ぐる登記以外の登記

清算完了の登記

二 登記の更正の登記又は登記の末梢

二 又言の更上の不言より不言の持渡

平成十七年四月二十八日印刷

平成十七年五月二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A